

産業構造審議会運営規程

平成 13 年 1 月 15 日制定

（審議会の招集）

第 1 条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は会長が招集する。

2 会長は審議会を招集するときは、その期日の 5 日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

（委員以外の者の出席）

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは、委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

2 議事に関係のない臨時委員、専門委員及び幹事は会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べることができる。

（緊急議案）

第 3 条 審議会は出席した委員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（審議会の公開）

第 4 条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（意見提出手続）

第 5 条 審議会は、基本的な政策の樹立及び変更に係る立案並びに国民の権利義務に影響を与える新たな制度の導入及び変更に係る立案等に係る事項を審議する場

合には、書面又はこれに代替する手段により専門家及び利害関係人その他広く国民から意見の提出を求めるものとする。ただし、迅速性・緊急性を要するもの又は軽微なもの等については、この限りではない。

2 審議会は、関係する議題の審議に当たり、提出された意見を参考とするものとする。

(答申書等)

第6条 会長は、審議会の議決があったときは、遅滞なく、答申書又は建議書を作成するものとする。

(分科会の議決)

第7条 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

第8条 第1条から第5条までの規定は、分科会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「分科会に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「分科会に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(部会の設置)

第9条 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。）は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

第10条 部会の議決（不服審査等の審議事項に係るものを除く。）は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）の同意を得て、審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会）の議決とすることができる。

第11条 第1条から第5条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第

1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「部会に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(付託)

第12条 会長は、経済産業大臣若しくは関係各大臣の諮問があった場合又は経済産業大臣若しくは関係各大臣に建議しようとする場合において、必要があると認めるときは、諮問又は建議に係る事案を分科会又は部会に付託することができる。

(小委員会等)

第13条 分科会（部会に置かれる小委員会にあっては、部会。）は、その議決をもって小委員会その他の機関（以下「小委員会等」という。）を置くことができる。

2 小委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長（部会に置かれる小委員会等にあっては部会長。次項において同じ。）が指名する。

3 小委員会等に小委員長その他の長（以下「小委員長等」という。）を置き、当該小委員会等に属する委員及び臨時委員（以下「当該小委員会等に属する委員等」という。）の互選で選出される者又は当該小委員会等に属する委員等のうちから分科会長の指名する者がこれにあたる。

4 小委員長等は、当該小委員会等の事務を掌理する。

5 小委員長等に事故があるときは、当該小委員会等に属する委員等のうちから小委員長等があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 小委員会等は、当該小委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 小委員会等の議事は、当該小委員会等に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、小委員長等の決するところによる。

8 小委員会等の議決は、小委員長等が委員である場合に限り、分科会長（部会に

置かれる小委員会等にあつては、部会長)の同意を得て、分科会(部会に置かれる小委員会等にあつては、部会)の議決とすることができる。

9 前項の規定は、分科会に置かれる小委員会等の議決であつて、不服審査等の審議事項に係るものについては適用しない。

第14条 第1条から第5条までの規定は、小委員会等に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「小委員会等」、「会長」とあるのは「小委員長等」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会等に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「小委員会等に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「小委員会等に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループ等)

第15条 小委員会等は、その議決をもつて、特定の事項を調査させるため、ワーキンググループその他の機関(以下「WG等」という。)を置くことができる。

2 WG等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、小委員長等が指名する。

3 WG等に座長を置き、当該WG等に属する委員及び臨時委員(以下「当該WG等に属する委員等」という。)の互選で選出される者又は当該WG等に属する委員等のうちから小委員長等の指名する者がこれにあたる。

4 座長は、当該WG等の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該WG等に属する委員等のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 WG等は、当該WG等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 WG等の議事は、当該WG等に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

8 WG等の議決は、座長が当該WG等に属する委員である場合に限り、小委員長

等の同意を得て、小委員会等の議決とすることができる。

第16条 第1条から第5条までの規定は、WG等に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「WG等」、「会長」とあるのは「座長」、第1条第2項及び第2条第1項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「WG等に属する委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第3項及び第3条中「委員」とあるのは「WG等に属する委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員、専門委員」とあるのは「WG等に属さない委員、臨時委員、専門委員」と読み替えるものとする。

(運営規程の改正)

第17条 会長は、審議会の議決をもって、この運営規程を改正することができる。